

浜の活力再生プラン (第2期)

1 地域水産業再生委員会

組織名	みうら地区地域水産業再生委員会
代表者名	藤村 尚

再生委員会の構成員	みうら漁業協同組合、三浦市、神奈川県東部漁港事務所
オブザーバー	神奈川県横須賀三浦地域県政総合センター

※再生委員会の規約及び推進体制の分かる資料を添付すること

対象となる地域の範囲及び 漁業の種類	<p>範囲：三浦市</p> <p>漁業の種類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 定置網 16 経営体 ・ 一本釣り 109 経営体 ・ 刺し網 35 経営体 ・ 採貝・採藻 84 経営体 ・ 底立てはえ縄 2 経営体 ・ しらす船びき網 1 経営体 <p>※上記漁業と兼業の漁業種類として、沿岸いか釣り、裸もぐり、みづき、たこつぼ、わかめ類養殖、こんぶ類養殖がある。総経営体数（兼業による重複を排除した実数）は 247 経営体である。</p>
-----------------------	---

※策定時点で対象となる漁業者数も記載すること

2 地域の現状

(1) 関連する水産業を取り巻く現状等

<p>本地区は、三浦半島の突端に位置し、良好な漁場が至近であることや南に面した城ヶ島が自然の防波堤の役目を果たす「天然の良港」であることにより、古くから沖合・沿岸漁業の拠点として利用されてきた。</p> <p>本地区はメバチが我が国有数の取扱量があり、1日に約500本のマグロが取扱われ、首都圏を中心として毎日出荷されている。沿岸・沖合漁業は、三浦半島近海や伊豆七島海域を漁場とし、魚体の傷みが少なく高価格で取引される一本釣りの漁業をはじめ、定置網漁業や刺網漁業、みづき漁等が行われている。また、サザエ、アワビ類といった磯に生息する水産資源の増大を目的とした栽培漁業や漁獲の少ない冬場には、ワカメ、コンブといった海藻類の養殖も行われている。</p> <p>しかしながら、平成9年以降三浦市三崎水産物地方卸売市場の取扱量及び取扱金額は逡減し、</p>
--

本地区水産業は縮小傾向という危機を迎えている。平成9年には62,962トンあった取扱量が平成29年には20,643トンまで減少した。この原因は、世界的なマグロ類資源の低迷や漁獲規制に加え、本地区における沿岸漁業経営体の減少や高齢化の進行といった地域の構造変化が挙げられる。また登録漁船や外来漁船の利用減少といった三崎漁港の利用度の低下も一因と考えられる。

さらに、魚価低迷や燃油類高騰により、定置網1ヶ統が廃業する等漁業の縮小がみられている。また、平成24年頃からアイゴやウニ類といった植食動物による食害が一因となって藻場の衰退が見られ、魚類及び貝類・藻類の収穫量の減少を招く磯焼け被害が漁家経営の厳しい現状に追い打ちをかけている。

これらを打開し、本地区の水産業を活力あるものにするために、新たな動きも行われている。平成29年度には高度衛生管理された冷凍マグロ専用卸売市場が竣工し、平成30年度からは、沿岸卸売市場も高度衛生管理に向けた改修が始まっている。また、磯焼け対策として、食害生物の除去に加え、カジメの生育促進や陸上での養殖活動に取り組んでいる。アオリイカの産卵床設置の取り組みでは、漁業者自らが木材の伐採から魚礁づくりや設置まで行い、産卵床すべてに卵が産みつけられたことを確認した。貝類や魚類の種苗放流も行い、地先資源の回復に努めている。加えて、沿岸物の販売事業を活性化させるため、みうら漁業協同組合沿岸販売所による商品陳列方法の検討も行われ、鮮度と品質を保持し見栄えの良い魚槽の製作に取り組んでいる。

(2) その他の関連する現状等

首都圏に近く日帰り観光が可能のため、三崎地区を訪れる観光客は年200万人以上である。三崎のマグロを始めとした新鮮な水産物を目当てに訪れる観光客も多い。相模湾で初となる海上釣り堀「みうら海王」では、本格的な海釣りの醍醐味を手軽に味わうことができる。

また京浜急行電鉄が発売する「三崎マグロきっぷ」等により、本地区を回遊する観光客は増加傾向となっており、さらに、延伸工事が進んでいる三浦縦貫道は、車での来訪者に対する利便性向上をもたらす事が期待されている。

3 活性化の取組方針

(1) 前期の浜の活力再生プランにかかる成果及び課題等

--

(2) 今期の浜の活力再生プランの基本方針

みうら漁業協同組合と諸磯漁業協同組合の合併を契機に、みうら漁業協同組合を含めたみうら地区全体で浜プランを策定し、水揚量及び市場取扱量の増加や三崎の水産物の価格形成力の向上に資する取組みを行い、漁業収入の向上を図る。

1 漁業収入向上のための取組

(1) 魚価向上のための取組

- ・令和2年度に三浦市沿岸卸売市場（三崎販売所）が高度衛生管理に対応した施設に改修されることに伴い、高度衛生管理基準に沿って漁獲物の鮮度保持や衛生管理を徹底することで、他市場との差別化を図り、魚価向上を目指す。
- ・三崎地区以外で水揚げされた魚介類の魚価向上を図るため、高度衛生管理化された三崎販売所への集約を進める。また、ロットを確保して魚価を安定させるため、他地区からの漁獲物の搬入が増加するよう、卸売団体との協議を行い卸売市場の運営の見直し（市場の開設時間の延長等）に取り組む。
- ・漁協が運営する食堂での観光客や釣り客への水産物の販売、海上釣り堀「みうら海王」への魚の供給、海の駅“うらり”や市内の朝市等の交流イベントへの出展等、観光業を取り込んだ水産物の販売促進に取り組む。
- ・地場水産物について、市場の高度衛生管理化と併せてかながわブランドの登録等により認知度を高め、新規需要を獲得する。

(2) 水揚量の維持・回復のための取組

- ・当地区で重要な水産資源である磯根資源の増大のため、磯焼けの原因となる食害生物の除去活動を行い、藻場の回復状況に応じたアワビ類、サザエ等の種苗放流を行う。

2 漁業コスト削減のための取組

漁業コスト削減のため、船底等の清掃、出漁、帰港時の減速航行等に取り組む。

(3) 漁獲努力量の削減・維持及びその効果に関する担保措置

- ・神奈川県海面漁業調整規則に基づき採捕制限を徹底し、水産資源の適切な管理を行う。
- ・漁協の共同漁業権行使規則により採捕禁止期間等を設け遵守する。

※プランの取組に関連する漁業調整規則や漁業調整委員会指示等について記載する。

(4) 具体的な取組内容（毎年ごとに数値目標とともに記載）

1年目（令和元年度）以下の取組により漁業所得を基準年比0.9%向上させる。

<p>漁業収入向上のための取組</p>	<p>(1) 魚価向上のための取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・三崎地区の漁業者は、令和2年度に完成する沿岸卸売場で高度衛生管理基準に沿った市場取引を行うためのマニュアルを市場開設者や卸売業、仲買人と共同で策定する。 ・三崎地区以外の漁業者は、三崎販売所への集荷について検討する。 ・漁協が運営する食堂で観光客や釣り客へ地元水産物の販売を行うとともに、海の駅“うらり”や市内の朝市等の地域の交流イベントと連携して地元水産物を売り込む等、観光業を取り込んだ水産物の販売促進に取組む。 <p>(2) 水揚量の維持・回復のための取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・裸もぐりやみづき等を営む漁業者は、県水産技術センターと連携し、藻場再生に向けた取組みとして、現地に移植するカジメを確実に生育させるための陸上養殖試験やアイゴやウニ等の食害生物の除去等を行う。 ・刺し網等を営む漁業者は、前期浜プランで産卵が確認されたアオリイカ産卵床について、適地を探りながら設置する等、水産資源の産卵場、生育場づくりを行う。 ・裸もぐりやみづき等を営む漁業者は、藻場の回復状況を見ながら、アワビ類、サザエ等の種苗放流を行い、磯根資源の維持・回復を図る。
<p>漁業コスト削減のための取組</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・漁船漁業を行う漁業者は、船底やプロペラ等の清掃、機器設備メンテナンス及び出漁、帰港時の減速省エネ航行等に取組む。
<p>活用する支援措置等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・水産多面的機能発揮対策事業（国、県、市） ・三浦市水産業振興事業（種苗放流事業）（市）

2年目（令和2年度）以下の取組により漁業所得を基準年比0.9%向上させる。

<p>漁業収入向上のための取組</p>	<p>(1) 魚価向上のための取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・三崎地区の漁業者は、酸化抑制効果のある窒素氷や紫外線滅殺菌した清浄海水を船上で適切に活用し、漁獲物の鮮度保持や衛生管理に努めるとともに、高度衛生管理マニュアルに基づき水揚や荷捌時における水産物の取扱ルールを遵守する。 ・他地区の漁業者は、三崎販売所に搬入することによって付加価値向上が見込まれる漁業種類及び魚種の抽出を行う。 ・観光客や釣り客へ地元水産物の販売、地域交流イベントへの出展等、観光業を取り込んだ水産物の販売促進に取組む。 <p>(2) 水揚量の維持・回復のための取組</p>
---------------------	---

	<ul style="list-style-type: none"> 裸もぐりやみづき等を営む漁業者は、県水産技術センターと連携し、藻場の維持・再生に向けて試験的に陸上養殖したカジメの一部を移植する適地を探る。それに合わせて移植候補地周辺においてアイゴやウニ類等の食害生物の駆除を重点的に行う。 刺し網等を営む漁業者は、アオリイカ産卵床の設置に取り組み、昨年度までに効果を実感した組合員にも木材調達や設置活動への参加を呼びかけ、活動の規模を拡大させる。 裸もぐりやみづき等を営む漁業者は、藻場の回復状況に応じたアワビ類、サザエの種苗放流を行う。
漁業コスト削減のための取組	<ul style="list-style-type: none"> 漁船漁業を行う漁業者は、船底やプロペラ等の清掃、機器設備メンテナンス及び出漁、帰港時の減速省エネ航行等に取り組む。
活用する支援措置等	<ul style="list-style-type: none"> 水産多面的機能発揮対策事業（国、県、市） 三浦市水産業振興事業（種苗放流事業）（市）

3年目（令和3年度）以下の取組により漁業所得を基準年比0.9%向上させる。

漁業収入向上のための取組	<p>（1）魚価向上のための取組</p> <ul style="list-style-type: none"> 三崎地区の漁業者は、酸化抑制効果のある窒素氷や紫外線滅殺菌した清浄海水を船上で適切に活用し、漁獲物の鮮度保持や衛生管理に努めるとともに、高度衛生管理マニュアルに基づき水揚げや荷捌時における水産物の取扱ルールを遵守する。 他地区の漁業者は、三崎販売所への集荷による付加価値向上が見込まれる漁業種類・魚種について出荷試験を行い、輸送コストや操業から市場への陳列までの作業スケジュールの検討を行う。 観光客や釣り客への水産物の販売、交流イベントへの出展等、観光業を取り込んだ水産物の販売促進に取り組む。海上釣り堀「みうら海王」への魚の供給等を検討する。 <p>（2）水揚量の維持・回復のための取組</p> <ul style="list-style-type: none"> 裸もぐりやみづき等を営む漁業者は、県水産技術センターと連携し、陸上養殖したカジメの海底への移植を行う。また、漁場造成・再生用資器材を海底に設置し、藻場の生育に与える効果を検証する。 裸もぐりやみづき等を営む漁業者は、藻場の回復状況に応じたアワビ類、サザエの種苗放流を行う。
漁業コスト削減のための取組	<ul style="list-style-type: none"> 漁船漁業を行う漁業者は、船底やプロペラ等の清掃、機器設備メンテナンス及び出漁、帰港時の減速省エネ航行等に取り組む。

活用する支援措置等	<ul style="list-style-type: none"> ・水産多面的機能発揮対策事業（国、県、市） ・三浦市水産業振興事業（種苗放流事業）（市）
-----------	---

4年目（令和4年度）以下の取組により漁業所得を基準年比6.8%向上させる。

漁業収入向上のための取組	<p>（1）魚価向上のための取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・三崎地区の漁業者は、酸化抑制効果のある窒素氷や紫外線滅殺菌した清浄海水を船上で適切に活用し、漁獲物の鮮度保持や衛生管理に努めるとともに、高度衛生管理マニュアルに基づき水揚や荷捌時における水産物の取扱ルールを遵守する。 ・他地区の漁業者は、地区内の販売所との調整内容を踏まえ、段階的に三崎販売所への集荷を実施する。 ・観光客や釣り客への水産物の販売、交流イベントへの出展等、観光業を取り込んだ水産物の販売促進に取組む。海上釣り堀「みうら海王」への魚の供給等を検討する。 <p>（2）水揚量の維持・回復のための取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・裸もぐりやみづき等を営む漁業者は、県水産技術センターと連携し、海底へ移植したカジメの保護といった藻場の維持・回復に向けた取組みを行う。 ・裸もぐりやみづき等を営む漁業者は、藻場の回復状況に応じたアワビ類、サザエの種苗放流を行う。
漁業コスト削減のための取組	<ul style="list-style-type: none"> ・漁船漁業を行う漁業者は、船底やプロペラ等の清掃、機器設備メンテナンス及び出漁、帰港時の減速省エネ航行等に取り組む。
活用する支援措置等	<ul style="list-style-type: none"> ・水産多面的機能発揮対策事業（国、県、市） ・三浦市水産業振興事業（種苗放流事業）（市）

5年目（令和5年度）以下の取組により漁業所得を基準年比12.6%向上させる。

漁業収入向上のための取組	<p>（1）魚価向上のための取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・三崎地区の漁業者は、酸化抑制効果のある窒素氷や紫外線滅殺菌した清浄海水を船上で適切に活用し、漁獲物の鮮度保持や衛生管理に努めるとともに、高度衛生管理マニュアルに基づき水揚や荷捌時における水産物の取扱ルールを遵守する。 ・他地区の漁業者は、三崎販売所への集荷を本格的に実施するとともに、高度衛生管理基準に沿った取扱いをすることにより付加価値向上を図る。 ・観光客や釣り客への水産物の販売、海上釣り堀「みうら海王」への魚の供給、交流イベントへの出展等、観光業を取り込んだ水産物の販売促進に取
--------------	---

	<p>組む。</p> <p>(2) 水揚量の維持・回復のための取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・裸もぐりやみづき等を営む漁業者は、県水産技術センターと連携し、カジメの陸上養殖や回復した藻場の維持・回復に向けた取組みを行う。 ・裸もぐりやみづき等を営む漁業者は、藻場の回復状況に応じたアワビ類、サザエの種苗放流を行う。
漁業コスト削減のための取組	<ul style="list-style-type: none"> ・漁船漁業を行う漁業者は、船底やプロペラ等の清掃、機器設備メンテナンス及び出漁、帰港時の減速省エネ航行等に取り組む。
活用する支援措置等	<ul style="list-style-type: none"> ・水産多面的機能発揮対策事業（国、県、市） ・三浦市水産業振興事業（種苗放流事業）（市）

(5) 関係機関との連携

<ul style="list-style-type: none"> ・神奈川県水産技術センターと連携し、地先資源回復に努める。

4 目標

(1) 所得目標

漁業所得（構成員総所得）の 向上10%以上	基準年	
	目標年	令和5年

※水揚統計が暦年集計のため、所得目標は暦年で算出した。

(2) 上記の算出方法及びその妥当性

--

※算出の根拠及びその方法等について詳細に記載し、必要があれば資料を添付すること。

(3) 所得目標以外の成果目標

三崎沿岸販売所における平均魚価の4%以上の向上	基準年	平成25年～29年の平均
	目標年	令和5年

※水揚統計が暦年集計のため、平均魚価は暦年で算出した。

(4) 上記の算出方法及びその妥当性

--

5 関連施策

活用を予定している関連施策名とその内容及びプランとの関係性

事業名	事業内容及び浜の活力再生プランとの関係性
水産多面的機能発揮対策事業	藻場保全活動に対する補助事業を活用する。 基本方針に掲げる水揚量の増大のための取組として、藻場の地域資源の維持・回復を図る。
三浦市水産業振興事業（種苗放流事業）	漁業が行う魚介類の種苗放流に対して補助を活用する。水産資源の増殖により、漁業者の所得向上を図る。

※関連事業には、活用を予定している国（水産庁以外を含む）、地方公共団体等の補助金・基金等を記載。ただし、本欄への記載をもって、事業の活用を確約するものではない。

※具体的な事業名が記載できない場合は、「事業名」は「未定」とし、「事業内容及び浜の活力再生プランとの関係性」のみ記載する。